Quest Co.,Ltd.

最終更新日:2018年11月30日 株式会社 クエスト

代表取締役社長 清澤 一郎 問合せ先:常務取締役 塚田 治樹

証券コード: 2332 https://www.quest.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスは経営理念及び経営方針に基づき、企業価値の最大化に向けて、株主などのすべてのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことを目指すものであると考えます。

経営理念及び経営方針は、以下のとおりです。

(経営理念)

技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する。

1.たゆまぬ技術の探究

誠意・熱意あるプロフェッショナルとして情報技術を探究します。

2.価値の創造

優れた技術で新たな価値を創造し、社会の発展に貢献します。

3.お客様とともに

夢のある未来に向けてお客様とともに成長し続けます。

(経営方針)

1.技術重視

社員一人一人が技術と品質にこだわり、ITプロフェッショナル集団を目指します。

2.人材育成

社員がチャレンジし自己実現できる環境と、自律の精神をはぐくむ企業文化を構築します。

3.顧客志向

お客様の信頼に応える価値ある情報システムサービス、ソリューションを提供していきます。

4.株主尊重

企業としての社会的責任を果たすことにより健全で持続的な成長を図り、中長期的な企業価値の向上に努めます。

5.誠実・堅実

誠実・堅実であることでお客様、パートナー企業、社員、株主などのステークホルダーから信頼される会社であり続けます。

6.企業倫理·法令遵守

企業倫理・法令遵守(コンプライアンス)を最優先し、公平で透明な経営を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則をすべて実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
内田 廣	837,410	16.20
有限会社内田産業開発	446,102	8.63
クエスト従業員持株会	365,890	7.08
花輪 祐二	293,415	5.68
SCSK株式会社	268,710	5.20
株式会社ユニリタ	265,000	5.13

株式会社スカラ	254,000	4.91
有限会社福田商事	165,000	3.19
内田 マサ子	150,000	2.90
内田 久恵	150,000	2.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性				£	会社と	:の関	係()			
K	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
吉村 卓士	他の会社の出身者											
上柳 敏郎	弁護士											
堀井 啓祐	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村 卓士				30年に亘る財務及び会計部門の責任者としての知識・経験により、相当程度の知見を有しております。独立した立場の取締役として、取締役会の監督機能を高め、企業価値の向上に貢献するものと判断しております。
上柳 敏郎				弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の 実務に携わっていることから、直接企業経営に 関与していないものの、相当程度の知見を有し ております。一般株主と利益相反の生ずるおそ れがなく、独立した立場の取締役として、取締 役会の監督機能を高め、企業価値の向上に貢献するものと判断しております。

堀井	啓祐			株式会社1丁目ほりい事務所 代表取締 役	30年に亘る法務・コンプライアンス部門の責任者としての知識・経験及び5年以上の会社代表者としての経験により、相当程度の知見を有しております。独立した立場の取締役として、取締役会の監督機能を高め、企業価値の向上に貢献するものと判断しております。
----	----	--	--	-------------------------	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。 ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助するスタッフを設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会と会計監査人の連携状況

会計監査を実施する際に、監査等委員会は担当会計士と意見交換をしております。討議内容としては、決算処理の適切性、内部統制についての問題点の有無、その他であります。また、会計監査の指摘事項の報告を受け、相互補完的に効率的な監査を実施できるよう連携を図っております。

・監査等委員会と内部監査部門の連携状況

社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査室長より常勤の監査等委員である社外取締役に、内部監査年間計画書の説明、内部監査報告書による報告が行われ、その内容は監査等委員会に対し報告されております。また、内部監査室が実施する監査に常勤の監査等委員である社外取締役が同行し、法令・内部統制に違反する事実の有無を監視しております。

・内部監査部門と会計監査人の連携状況

当社内部監査室と会計監査人の間では、当社内部統制システムの運営状況について定期的に情報の交換及び意見交換を実施し、討議結果を必要に応じて内部監査に反映し、結果を会計監査人に報告しております。こうして当社の内部統制の運営状況、対応すべきリスクの有無、内部監査の結果について認識の統一を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名·報酬諮問委員 会	5	5	4	1	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名·報酬諮問委員 会	5	5	4	1	0	0	社内取 締役

補足説明

1.設置の目的

取締役会の統治機能の更なる充実のため、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の人事や報酬等に関する客観性及び透明性を確保します。

2.役割

- (1)取締役の候補者指名に関する審議
- (2)代表取締役、役付役員の選定・解職審議
- (3)代表取締役の後継者の計画策定
- (4)取締役の報酬総額及び個人別報酬に関する審議
- 3.構成

委員長:代表取締役会長

委員 : 代表取締役社長、役付取締役、人事担当取締役、常勤の社外取締役である監査等委員

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員であることの判断にあたり、当社では以下のように要件を定義しております。

- a)「主要な取引先」については、過去3年以内において一度でも当社の売上高の5%以上の売上計上のあった得意先、経費の場合は、過去3年 以内において一度でも当社の主要な経費科目である外注費の5%以上相当額の支払い先であるか否かを判断基準としています。
- b)上述a)に関する上場証券取引所に開示する軽微基準としては、0.5%未満の場合を軽微なものとして扱うこととし、独立役員届出書で金額開示の対象外としました。
- c)「主要な取引先」の詳細な要件である「取引先の売上高等の相当部分を占めている」については、相手先にとり当社との取引が売上高の10%以上を占める金額であるか否かを判断基準としています。
- d)「多額の金銭その他の財産」の場合においては、過去3年以内に一度でも年間1,000万円超となる支払いの有無を判断基準としています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、インセンティブについては特段の必要性は無いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は平成30年6月5日付の第54回定時株主総会招集通知に記載の通り、平成29年度において、取締役9名に対し総額1億37百万円を支給し ています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、会社の業績、業界標準等を総合的に評価し、各取締役への配分は貢献度を考慮し報酬規程に基づいてその職務に応じて算定したうえで、指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえて、取締役会において決定することにしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、監査等委員会において決定することにしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役3名はすべて監査等委員です。

社外取締役をサポートする専従スタッフはおりませんが、人事総務部が取締役会の開催に際し、電子メール等にて開催日時、議題等の連絡をしております。また必要に応じて、事前に資料配布をする等、サポートを行うことにしております。

また、常勤の監査等委員である社外取締役が、他の監査等委員と密に連絡を取ることで、監査等委員会の運営他に関する情報の共有化を図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)		任期
内田 廣	最高顧問	当社創業者としての経営に関する 知見により、助言をすること。	非常勤·報酬有	2012/6/22	終身

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、毎月1回開催する取締役会に取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)が出席し、取締役会規程に基づき重要事項の決定・報告が行われております。取締役は活発な意見交換を行うと同時に取締役会の運営が適切か相互に監視しております。また、取締役会に諮る前に入念な審議を必要とする議題や、広〈意見、情報を求めて意思決定する必要がある案件については、原則毎月2回開催する経営会議により、取締役、常勤の監査等委員である社外取締役他関係者を招集のうえ、審議を行います。

上記以外にも、毎月1回開催する部門長会議·予算実績会議では、取締役·執行役員·各部門長·常勤の監査等委員である社外取締役が出席して意見交換を行っております。

また、内部統制システムの運営については内部統制委員会、情報セキュリティ活動の運営については統合セキュリティ委員会と専任の委員会を 設置しております。それぞれ毎月1回開催し活動状況の確認を行っております。

これらの社内の各会議体を通じ、統治を推進しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月21日開催の第52回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、発送日の1週間前に当社ホームページに早期掲載し、株主総会決議の状況(賛否の票数も含めた公表)も、当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、集中日を避け6月20日に開催しました。
その他	株主総会の議場において、総会を進行する上でプロジェクターを用いて視覚的に表示、説明できるようにしております。 平成23年6月より、決議通知とED!NETで開示した臨時報告書を掲載するようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身記 明の無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに掲載しております。 掲載内容は、情報開示に対する基本姿勢、開示の方法、将来の見通しに関す る基本方針、沈黙期間についてです。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト向け説明会は平成29年度は2回開催いたしました。内容は当 社決算説明及び中期経営計画の説明です。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに掲載しております。 記載されている内容は、社長メッセージ、IRポリシー、IRニュース(適時開示 資料ほか)、IRカレンダー、経営の概況、決算短信、有価証券報告書、決算説 明会(中期経営計画説明含む)、株主総会、コーポレート・ガバナンス報告書な どの各種資料と、株式情報、電子公告、FAQなどです。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、常務取締役 塚田治樹が担当しております。 IR担当部署は、経営管理部が担当しております。 IR事務手続は、経営管理部シニアマネジャー島田桂一が担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社グループの行動規範である「クエストグループ行動基準」において「株主、顧客、 従業員、パートナー企業、その他ステークホルダー」の尊重につき謳っております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	株主、投資家に対しては法令、適時開示ルールに基づき迅速且つ正確な情報提供に 取組んでおります。 当社の顧客であるユーザー企業に対しては、契約書その他取決めに基づき必要な業務 報告を行っております。パートナー企業に対しても同様に必要な報告を行っております。 従業員に対しては、重要な決定事項は各責任者を通じて連絡、更に全社的な通知に ついてはイントラネット上に掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

- 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定します。
- 2) コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備に当るとともに、取締役及び使用人に対する教育を行います。
- 3) 内部統制全般を協議·推進する機関として、コンプライアンス担当取締役を委員長とし取締役及び部門責任者を委員として参画する内部統制委員会を設置します。
- 4)法令遵守に関し疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営します。当制度を 利用し、相談や申告を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わないこととします。
- 5)取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの方針·計画について決定するとともに、定期的に取締役から状況報告を受けるものとします。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1)取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に定められた期間、保存・管理するものとします。
- 2) すべての取締役(監査等委員である取締役を含む)は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できるものとします。
- 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 社長を議長とする経営会議において全社的な事業リスク、コンプライアンスリスク等を総括的に管理します。セキュリティ等に関するリスクに対しては、統合セキュリティ委員会がこれを管理します。
- 2)各部門においてはリスクアセスメントを実施し、リスクへの対応を図ることで部門内のリスク管理体制を整備します。
- 3)緊急事態発生時の報告体制を整備するとともに、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、本部長は緊急連絡網により担当者を召集し、迅速に対応します。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
- 2)取締役会は中期経営計画に基づき、事業部門毎に各事業年度の業績目標と予算を設定します。
- 3)各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定します。
- 4)各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、経営会議、予算実績会議、部門長会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1)グループ会社の取締役等及び使用人は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対し業務執行状況の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとします。
- 2) グループ会社の取締役等及び使用人は、事業リスク、コンプライアンスリスク、セキュリティリスク等の重大な事実を認識した場合には、当社のグループ会社担当取締役、コンプライアンス担当取締役及び監査等委員会に報告するものとします。
- 3)グループ会社は、取締役等及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとし、各事業年度の業績目標と予算を設定します。
- 4)グループ会社の取締役等又は責任者は、予算実績会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
- 5)法令、定款及び社会規範遵守のために、グループ会社の取締役等及び使用人はクエストグループ行動基準を遵守するものとします。
- 6)当社はグループ会社全体の内部統制に関する体制の確立・向上のため内部統制委員会を設置し、当社及びグループ会社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を効率的に行います。
- 7)内部監査室は、グループ会社の監査を行い、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効であることを確認します。
- 6.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は事前に協議の上、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くことができるものとします。
- 2)使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は、監査等委員会と協議の上、定めるものとします。
- 3)内部監査室並びに管理部門スタッフは、監査等委員会の求めにより監査に必要な調査を補助します。
- 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- 1)当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査等委員会の求めに応じ報告します。
- ・コンプライアンス違反に関する重要な事実
- ・事故発生等による緊急事態
- ・内部統制の実施状況
- ・内部通報制度による通報状況及びその内容
- ・事業概況、取締役等の活動状況
- 2)当社は、監査等委員会への報告を行ったグループ会社の取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱い を行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
- 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1)監査等委員会は必要に応じて、当社及び当社グループ会社の各種会議、打合せ等へ陪席を求めることができるものとします。
- 2)監査等委員会は、社長、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行います。
- 9.財務報告の信頼性確保のための体制

- 1)財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必要な業務プロセスに係わる内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の確認の上で、社長がこれを行うものとします。
- 2)決算業務の懸念事項等について事前に会計監査人と意見交換や対応策の協議を行い、決算後には決算報告会を開催し今後の方針を検討します。

10.反社会的勢力排除に向けた体制

- 1)社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持ちません。
- 2)不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。

内部統制システムの整備状況としては、以下のとおりです。

当社グループにおいては職務分掌規程、職務権限規程などの規程を整備し、各組織及び役職者の役割と責任を明確にしております。業務の遂行状況については、内部統制担当役員及び各部門長による確認と定期的な内部監査の実施により監視しております。

また、社内規程及び法令への遵守を謳った「クエストグループ行動基準」を全社員に配布し、毎年遵守する旨の「誓約書」を提出させております。これにより、全社員のコンプライアンスに対する意識強化を図っております。

なお、「クエストグループ行動基準」は関係会社の役員、従業員に対しても適用範囲としております。さらに、決算期ごとに全取締役より監査等委員会宛に「取締役の善管注意義務及び忠実義務について」「取締役の競業及び利益相反取引の制限義務について」等取締役の業務執行に係わる義務及び責任に関し記述する「取締役業務執行確認書」を提出しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する基本方針

- 当社は、社会の秩序や安全を確保するため、次の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底します。
- ・反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- ・反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- ・反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ·いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や資金提供は、絶対に行いません。 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応総括部署の設置及び不当要求防止責任者の設置

人事総務部を対応統括部署とし、不当な要求などの事案ごとに関係部と協議のうえ対応しております。また、不当要求防止責任者を選任しています。

(2)外部の専門機関との連携

所轄警察署や都の暴力追放運動推進センター等、外部の専門機関と連携していきます。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理

人事総務部において、反社会的勢力に関する情報を収集・管理しており、反社会的勢力に該当するかどうかの確認を行っています。

(4)対応マニュアルの整備

役員及び従業員には、社内イントラネット上に「クエストグループ行動基準」を掲載しております。その中で対応方法を規定しています。

(5)研修活動の実施

コンプライアンス規程にある研修・教育活動条項の一環として、入社時等に上記(4)に基づいて指導していきます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1.会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、経営の透明性・健全性を維持するためには、会社情報の適時開示を確実に実行する体制を整えることが重要であると認識しております。

そのためには、会社情報の開示を会社法、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という。)を遵守し、株主、投資家並びにその他のステークホルダーに対して、公正かつ適時適切に開示を行う方針であります。

2. 適時開示に係る責任者及び責任部署

当社における適時開示に係る責任者は、株式会社東京証券取引所に届出た情報開示担当役員であります。開示情報の責任部署としては、情報開示担当役員の監督のもと、経営管理部が対応しています。

3.会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(1)「決定事実に関する情報」

重要な決定事実については、毎月1回開催する取締役会にて決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催して決定することがあります。

決定事実の開示につきましては、情報開示担当役員が代表取締役社長及び関係者と協議のうえ、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に 従い開示の必要性を検討します。開示する場合の手続きについては、経営管理部が速やかに所定の手続きを行います。

(2)「発生事実に関する情報」

重要な事実が発生した場合は、情報は情報開示担当役員へ伝達され、情報開示担当役員が代表取締役社長及び関係者と協議のうえ、株式会 社東京証券取引所の適時開示規則に従い開示の必要性を検討します。なお、発生事実のうち、当社の取締役会規程に取締役会付議事項として 規定されている場合は、取締役会の承認に基づき対応することとしています。開示する場合の手続きについては、経営管理部が速やかに所定の 手続きを行います。

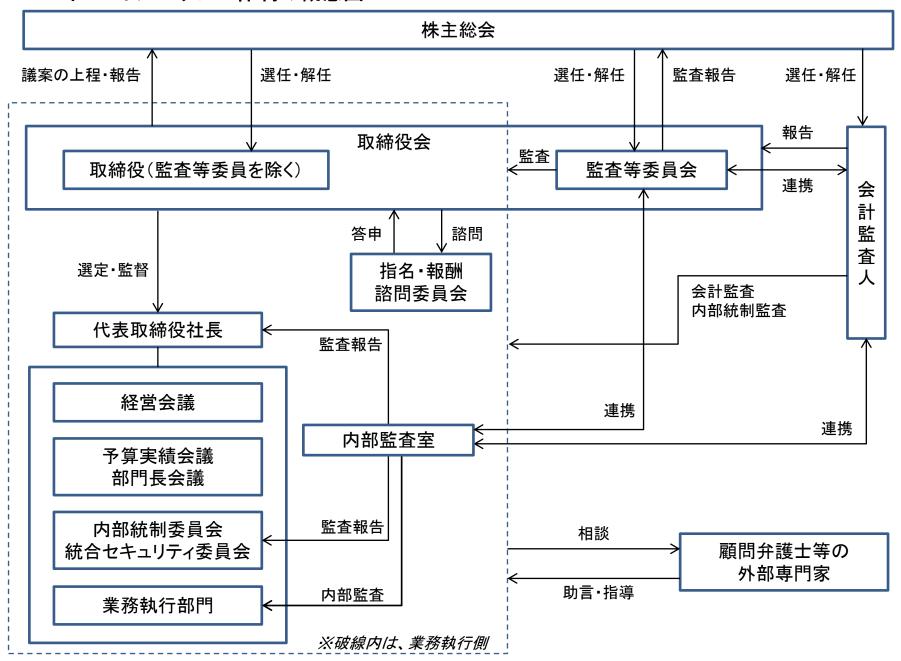
(3)「決算に関する情報」

、分算に関する情報は、経理部と経営管理部が連携して関連情報の収集・作成にあたり、情報開示担当役員及び代表取締役社長による精査・承認を得て、経営管理部が速やかに所定の手続きを行います。また、業績予想の修正(配当予想を含む)については、月次決算を行う中で当期見通しの変更が必要と判断された場合や、重要な決定事実や発生事実が業績に影響を及ぼすと判明した場合は、取締役会にて承認された後、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い開示の必要性を検討します。開示する場合の手続きについては、経営管理部が速やかに所定の手続きを行います。

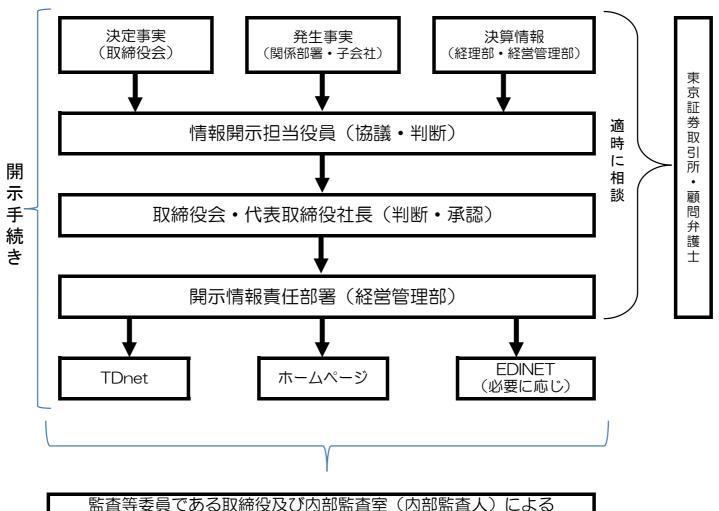
これらの重要な情報の取り扱いにつきましては、当社の「インサイダー取引防止規程」に則り、役員及び従業員に対し内部情報の管理徹底を図り、インサイダー取引の防止に努めております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の模式図、適時開示体制の模式図は、添付をご参照ください。

コーポレートガバナンス体制の概念図



【参考資料:模式図】 会社情報の適時開示に関する社内体制



監査等委員である取締役及び内部監査室(内部監査人)による 開示内容、開示手続きのモニタリング